



区分	要件	支援内容
制度融資	【中小企業融資（運転・設備資金）】 ①個人：市内に引き続き1年以上居住している 法人：市内に引き続き1年以上事業所を有している ②1年以上同一事業を引き続き経営している中小企業者である ③資金の使途が明確である（開業資金は不可） ④市税の滞納が無い ⑤奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる ⑥融資金の返済の見込が確実である ⑦本融資制度を利用していない （借換は、残り期間及び残高が当初融資額の1/2以下となっていること） ⑧本融資制度の保証人となっていない ⑨許可、認可等必要な業種は許可、認可等を受けている ⑩暴力団、暴力団員等ではない 【中小企業融資（創業資金）】 ・これから新たに事業を営むものまたは営んでから1年未満のものであって、次の要件備えているもの ①個人：本市の住民基本台帳に記録されている住所を有している 法人：市内に登録の事業所を有している ②創業関連保証制度（奈良県信用保証協会）の信用保証を受けることができる ③資金の使途が明確である ④～⑩運転・設備資金と同様	○信用保証料の7割を市が補助 ○貸付利率の0.8%を市が補助 <融資限度額・融資期間> 【中小企業融資（運転・設備資金）】 ※申し込みできる資金は運転資金又は設備資金のいずれかに限る ・運転資金 （限度額）1事業者につき500万円以内 （返済）48か月以内 ・設備資金 （限度額）1事業者につき1,000万円以内 （返済）60か月以内（据置6か月以内） 【中小企業融資（創業資金）】 （限度額）1事業者につき1,000万円以内 （返済）60か月以内（据置6か月以内）
税制優遇	・県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が当計画に従い新增設投下固定資産額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	・固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） ・期間：3年間